

原内閣下における貴族院の動向

— 会派「研究会」を中心にして —

西尾 林太郎

一、はじめに

寺内正毅内閣のあとをうけて政友会総裁原敬が内閣を組織したのは、大正7(1918)年9月29日のことであった。よく知られているように、原内閣の成立は直接的には対山県工作の成功によるところが大きいであろう。が、その成功は、特に米騒動直後という政治状況において、大かた少なかた民衆に基礎を置いた政党やジャーナリズムを通じて「世論」として表出される人心の動向が原をバックアップしていたからであると言わなければならない。しかし、他方で明治末から大正初年にかけて、こうした民衆の力を背景とした政党勢力の伸張やジャーナリズムの社会的影響力の一層の増大が進行しつつあるなかで、帝国議会内部では貴族院における有爵議員の活動が活発となるとともにその政治的比重が徐々に高まりつつあった。

貴族院でこうした傾向が現れたのは、いわゆる桂園時代においてである。この時、松田正久と並んで政友会の実質的な指導者であった原敬は、千家尊福(男爵、出雲大社宮司、元静岡県知事)の率いる男爵議員の院内会派「木曜会」との提携をはかる一方で、貴族院の最有力会派であり、山県一桂系官僚グループの牙城と目された子爵議員中心の院内会派「研究会」に対して積極的な接近工作を試みた。そして、こうした原敬ら政友会の対貴族院工作に応ずるかのよう、第一次西園寺内閣期には、研究会所属の有爵互選議員の選出団体である尚友会の切崩しを意図した談話会(子爵者の団体、子爵秋元興朝が中心)や同志会(伯爵者の団体、伯爵大木遠吉が中心)がそれぞれ組織されるに至った。特に前者は研究会—尚友会を急迫した。ちなみに大木とともに同志会の指導者であった伯爵松木宗隆は、後年回顧して「我々の団体……談話会も殆んど尚友会と是位になった(手で示す)もう少して尚友会と対々に行ったのです。そうすると基礎が壊れるから研究会が壊れますね。談話会はその程度までカツカツに来たのです。」⁽¹⁾と述べている。

しかしながら、こうした反研究会的な動きに対し第二次桂内閣の成立以後、山県一桂系官僚グループによる防戦活動や反撃が活発になり、ついに明治44(1911)年7月に実施された有爵互選議員の総選挙(各爵別に各選出議員数を連記投票する)において、談話会、同志会所属の子爵および伯爵議員のほとんどが落選させられてしまったのである。例えば、子爵議員選挙について言えば、有権者343名中投票者302名(棄権者41名、ただし無効1)のうち、尚友会側の最高得票者(三島弥太郎および青山幸吉)の得票数が300票であるのに対し、談話会側のそれは131票にすぎず⁽²⁾ 談話会は結局一人の当選者も出すことができなかった。研究会—尚友会側の完勝で

ある。こうして、明治末期において、政党による貴族院への勢力浸透の動きは大きく阻止された。貴族院は山県一桂系の官僚グループに指導された、茶話会や「無所属派」による幸倶楽部とそれと共同歩調をとってきた研究会とを中心として、依然として山県一桂系官僚グループの拠点であった。

では、原内閣は、そのほぼ10年後、すなわち大正期の半ばにおいて、自らの権力基盤を確立し、安定的な政治運営を可能とするために貴族院に対していかなる対策を講じたのであろうか。それは言うまでもなく「貴衆縦断」であった。それは、衆議院は政友会が過半数を制し、貴族院では政友会の〈協力勢力〉を媒介としてそれを制することによって、帝国議会そのものを政友会の統制下に置こうとするものであった。それでは、このような原政友会内閣の対貴族院工作に対して貴族院はどのように対応したのであろうか。本稿は貴族院の最大会派であった「研究会」に焦点を絞りつつ、また従来ほとんど使われることがなかった、研究会の有力幹部のひとり水野直の関係資料を使って、この問題について考察してみたい。

二、研究会との提携

いわゆる桂園内閣期以降、大正政変を画期として政友会の国家権力における比重は大きく高まって行ったと言えるであろう。そうすると今度はむしろ官僚機構や軍の一部には政友会に接近するかそれとパイプを持つようとする動きが出てきた。しかし、貴族院側では未だ政友会をはじめとする政党に対する姿勢は概して消極的なそれであった。シーメンス事件と大正3年度予算案をめぐる山本内閣および与党政友会と貴族院との攻防は、国民の間の政友会に対する不振や反感を増幅する一方、反対に貴族院の政治的権威をさらに高めていった。すなわちシーメンス事件の責任追及を形だけのものとして、次年度の予算を政府案通りに衆議院を通過させた政友会に対し、海軍予算を大幅に削減した研究会と幸倶楽部派を中核とする貴族院の政治的な存在意義を政界と国民に認識させるに至った。しかし、このことはまた、お互いに対等な権限を持つ貴衆両院からなる帝国議会の意思決定の上でそのどちらが主導権を持つのか、という問題を提起した。要するに、有効な調停者のないままに貴衆両院の協力と同意を調達できない内閣は存続できないという教訓を、第一次山本内閣は広く政界に遺すことになった。

さて、この山本内閣の後継内閣の首班に、当初山県系官僚でもあった清浦奎吾が挙げられた。彼は自らの古巣である貴族院を基礎に組閣をしようとして、研究会に対し、三島、入江、牧野、酒井、荒井の入閣を求めた。が、三島はそれを断った（大正3年4月3日）。その前日、通信大臣元田肇の秘書官秋元春朝（旧談話会の指導者であった子爵秋元興朝の養嗣子、その後、原内閣の元田鉄道大臣の秘書官に就任）がこの問題に対する研究会中枢の意向について問い、同時に政友会と研究会との提携の可能性についてそれとなく水野直に打診してきた。これについて水野は、次のように2ページにわたってメモをその懐中手帳に残している⁽³⁾。

1. 四月二日、秋元氏ヨリ、清浦内閣ニ入閣スルカ否カノ問合
意思疎通ニ関シテハ至極ヨロシカラシ
1. 議會中床次君ニ面会セシハ全然秘密ナル以テ発表セズ

1. 秋元氏ノ行動ハ元田、原両氏ノ知り居ルモノト考フ
1. 秋元氏ハ原、元田、高橋等の諸君ト会合ヲ欲スル様ナリ
1. 秋元氏ハ両派提携ノ如キ考有ル様ナリ
1. 然レドモ両派連合ノ如キハ今日到底行ヒ得ベキモノニ非ズ
 国家ノタメニ不利益ナリ
 両会ノタメニモ不利益ナリ
 コノ意味ヲ少シニテモ有ストセバ、世ノ誤解ヲ招キ抗争ノ苦心モ水泡ニ帰ス可シ
1. 依テ元田君等トノ会見の如キハ、拒絶シ是非貴君ヲ煩サントス
1. 貴君ハ人格ノ人ナリ、研究会モ亦人格ヲ以テ相接触セントス
1. 殊ニ交渉ノ場所ガ二、三トナルハ、不本意ノ誤解ヲ生ズル疑イアリ
1. 政策策略等ヲスベテ用ユルヲ許サズ
1. 故ニ来ルコノ件、秋元君ノ意見ニ多少反スル事アルカモ知レズ
1. 只、目下ノ時局ニ対シ上下両院ニ於ケル大政党中ノ一、二ノ者ニ於テ多少ナリトモ意志ノ疎通アラバ、来ル禍ヲ未発ニ防グ事モアラズトモ限ラズ、来ル何物が大イニ国家ヲ利スル場合アリ、之ニヨリテ 陛下ノ御安意アラバ、又望外ノ幸ナリ
1. 政友会ハ時局ニ対シテ、如何ニ処理セントスルカ
2. 上下両院ノ縦断ノ策ヲトルカ
3. 両院ヲ同權トシテソノ間ニ意思ヲ疎通シ國務ヲ円満ニ処理スルカ
4. 研究会ヲ如何ノ地位ニ置クガ可ナルカ
1. 両派連合ニ非ズ
2. 両会ノ分子タル個人ガ自分ノ意志ヲ疎通セシ事、国政ノ運用ヲ円満ニセント欲ス
3. 最モ善意ノ会合ナリ
4. 秘密ヲ要ス
5. 故ニ両会トモ他ノ関係者ハ殊更交渉ノ道ヲ開カズ、事有ル時ハ必ず両者ノ道ニ依ルベキコト
6. 両者トモ互イニ尊敬ヲナス可シ

要するに、水野は秋元を信頼し、秋元を介して研究会と政友会との意思疎通を秘密裏に図ることには賛成をしたわけだが、両会が提携したり連合したりすることについては強い拒否反応を示している。しかし、彼はいささか逡巡しつつも、貴衆両院のそれぞれの「大政党」がお互いに「意志ノ疎通」をすることによって、禍を未然に防止したり、それによって国家に利するところがあるかもしれないとしている。すなわち、彼は政友会が上下両院縦断策を採ることに不安を抱きつつも、両院が同権である時、国政を円滑に運営するために双方が意思の疎通をしなければならぬと考えるのである。もっともそこで研究会がいかなる「地位」にあるのか、いかなる立場を採るべきなのか、彼は考えあぐねているようでもある。この水野がある特定の政党すなわち政友会と提携しつつ内閣を支えようと考え、研究会として正式にその行動をとら

せるに至るのはこの5年後のことである。しかし、その間、「他の関係者」と「殊更交渉の道」を拓かず、水野と秋元とのパイプを中心に研究会と政友会とが「意志の疎通」を図ったかという、それは疑問である。少なくとも大正5、6年の水野の日記には秋元の名前は出てこない。むしろ第31議会の際に作られたであろう、床次とのパイプを水野は使ったようである。ちなみに、大正5年について言えば「床次竹二郎氏初メテ来社」⁽⁴⁾、「三島、前田両子床次ヲ訪問セシ由」⁽⁵⁾とその日記にある。

ところで、大正政変以来原内閣の成立に至るまで、研究会が特定の内閣を援助または支持しなかったかといえば、結果的にはそうであるが、援助しようとしたことはあった。ちなみに、後年、水野が原に語ったところによると、三島はかつて山本権兵衛内閣を援助しようとして「不可能に」終り、その後寺内内閣を援助しようとした三島の試みも、もと山県系官僚で研究会所属の勅選議員であり、そして寺内内閣の閣僚であった有松英義（法制局長官）や岡田良平（文部大臣）らの「種々の術策の為め如何ともする事」⁽⁶⁾ができなかったのである。

さて、大正7年7月、寺内内閣はシベリア出兵を宣言した。米騒動が勃発したのはその直後であった。折からの社会不安と物価騰貴とにより、寺内内閣の限界と政治的指導力が問われ、8月28日、研究会を始め貴族院各派は政府に対して「物価調節についての警告」を発した。原内閣が成立したのはそれから一か月後のことである。右の警告を記した水野の懐中手帳の8月26日の記載部分と11月18日のそれとの間の記述に次のような部分がある。「○近日、勅選の会合 ○前田、青木両子ノ連合ニテセシ勅選ト結ヒ現内閣反対 ○原ハ何カノ関係ニテ研究会ト結ヒタシ」⁽⁷⁾。原内閣の成立は9月29日のことであるから、この記述は寺内内閣末期の1か月間である可能性はないわけではない。が、その可能性は極めて少ないであろう。この時機に原が研究会と結んで「現内閣反対」を論じたり、それを表明する必然性などほとんどないからである。この時、研究会には右にふれた有松、岡田をはじめとして山田春三、木場貞長、小松謙次郎、阪本鈺之助、村上敬次郎、加太邦憲、山之内万寿治、荒井賢太郎、平井晴二郎の11名が所属していた。このうち7名が第一次および第二次桂内閣のとき就任している⁽⁸⁾が、後年この7名のうち岡田、阪本、平井が、「中橋文相二枚舌問題」に対する研究会の対応に反対して同会を脱会することになる。また、この7名のうち村上、加太はともに常務委員であった。常務委員である前田と青木とが、こうした勅選議員の何人かと組んで「現内閣」すなわち原内閣反対の行動をとろうとしていたようでもあるが、岡田たちと結んでいたのだろうか、または常務委員の村上や加太と結んでいたのだろうか。そのいずれにしろ、研究会の中核もしくはそれに近いところで本格的政党内閣に対する反発があったようである。因みに、大正6年11月の常務委員改選を2ヶ月後に控えて、前田は入江を訪ね、「今秋常務委員改選ノ件ニ付、山田、牧野両子退任シテ、直平、坂本両氏ヲ入ルノ件ヲ申出」、松平直平とともに阪本鈺之助を入江経由で三島に推薦している。松平直平については青木信光、前田利定、水野直らの小グループ火曜会（大正6年に結成）の総意であるが、阪本については、そうではない。前田は原内閣成立の1年ほど前から、個人的に阪本を信頼していたのかもしれない。さらにまた、前田は官僚勢力の中核ともいべき平田東助の嗣子・栄二に妹を嫁がせており、平田とは姻戚関係であった。

以上のことからして、前田は阪本や岡田ら勅選議員と連携しつつ、原内閣反対の気持ちを持っていたのではないと思われる。ともあれ、こうした中で、水野は原が研究会との提携を希望している、と記しているのである。

また、原自身も組閣後間もなく研究会との積極的なパイプ作りに乗り出した。すなわち、「貴族院研究会の人々と意思の疎通をなし置くの必要ありと考へ」⁽¹⁰⁾ 原は、11月3日、研究会常務委員の青木信光と元常務委員酒井忠亮（10月末を以て水野直とともに常務委員を辞任）に会見して、組閣の経緯を述べるとともに政策綱領の骨子を告げその了解を彼等に求めた。また、第41議会の開会直後の12月30日、自ら三島弥太郎宅に研究会の首脳を訪ねた。「晩に三島弥太郎宅に往き貴族院研究会員前田利定、牧野忠篤、酒井某、水野直、青木等に床次とともに会見し、議会問題其他内外の事情に付数時間懇談し、彼等の諒解を求めたり」⁽¹¹⁾。このように原は、政友会と研究会とのパイプ作りに少なからず配慮するところがあった。

こうして設定された両勢力間のパイプは、原内閣の成立後最初に迎えた第41議会においてそれなりに有効に作動したのである。すなわち、第41議会（大正7年12月21日～同8年3月27日）において、「高等教育機関拡張の財源に関する法案」、「地方鉄道法案」、「衆議院議員選挙法中改正法案」（いわゆる衆議院選挙法改正案）、「開墾助成法案」、「耕地整理法中改正法案」などの政府提出重要法案は、その大半が衆議院で憲政会を中心とする反政友会勢力の反発と抵抗を招き、通過が難行した。しかるに、貴族院における研究会や伯爵議員の院内会派である甲寅倶楽部の政友会に対する好意的な対応により、予算については追加予算中の帝国開墾会社補助分を除きほとんど無修正で議会通过し、法律案は「一、二重要ならざるものを除き全部成立」⁽¹²⁾ した⁽¹³⁾。特に、第41議会の貴族院において、原内閣が「現内閣の方針となしたる二大案」⁽¹⁴⁾ である高等教育機関拡張案と衆議院議員選挙法の改正案とは、実質的にそれぞれ賛成206対反対70、賛成216対反対12の圧倒的多数で可決されたのである。

なかでも、前者については原が日記に記しているように「衆議院は法律案も予算案も全会一致にて通過」した。すなわち、大正8年2月25日、衆議院予算総会は、高等教育機関創設および拡張に関する追加予算（総事業費4,453万円の6ヵ年継続事業、大正8年度支出額298万6,430円）を審議し、政友会の林毅陸が主張した高等教育機関の教員養成を帝国大学および大学院に限定せず他に適当な教育機関にも広げるとの付帯希望条件を付して全会一致でそれを可決した。しかし、原によれば「貴族院に於いては各派に於いて種々の議論を生じ、方針としては異議なきものの如くなるも、其形式又は学校の種類などに付」⁽¹⁵⁾ いて議論が白熱した。すなわち、3月25日、茶話会の若槻礼次郎は、茶話会および無所属派の24名の男爵議員を中心とした31名の賛同者を得て、総事業費を1,556万620円に圧縮削減することを骨子とした修正案を貴族院本会議に提出した。原はこうした貴族院の雰囲気について、「現内閣の成功を嫉視するの下劣なる感情も多く」⁽¹⁶⁾ あったし「憲政会は衆議院では形成不可にて賛成しながら」⁽¹⁷⁾ 貴族院において傷つけようとする運動もあったとしている。

さて、この修正案賛成者は、茶話会、無所属派および土曜会所属の男爵議員たちを中心に70名であった。彼等以上に述べた原のいわゆる形式や種類についての反対者であり、その政府案

に対する実質的の反対者であった。また、その修正案に対する反対者は、連携した甲寅倶楽部と研究会および政友会系の交友倶楽部に所属する議員たちを中心に、茶話会、無所属派の男爵議員や勅選議員たちであった。この中には茶話会の田健治郎も入っている。かくして、賛成206という数字が作り出された。⁽¹⁸⁾ これに対し、幸倶楽部グループは3月21日に会合を持ったが、ついに態度を一本化するに至らず、自由問題としていたのである⁽¹⁹⁾。しかし、原の側は違った。

これより前、原は甲寅倶楽部一研究会連合の協力を取り付けていたのであった。彼はこの辺の事情について次のように書いている。「朝、小笠原長幹、大木遠吉、青木信光、前田利定来訪、教育機関拡張に付政府の決心を尋ぬるに付き、余は在野当時より唱道したる経綸の一つなれば如何にしても之が通過を計らざるべからずとの趣旨を述べ、尚ほ内部の沿革等につき内話したり、彼等皆な同情者なれば之を以て大に尽力せんとする内意なれば多分憲政会一部官僚などの悪計も其の功を奏せざるべし」⁽²⁰⁾。

また後者についていえば、この法案は小選挙区制導入と選挙権の納税資格制限の緩和（直接国税の納付額10円を3円に引き下げ）とを骨子としたもので、3月8日に61票の賛成多数で衆議院を通過した。この時、野党である憲政会、国民党はともに小選挙区制導入反対こそ一致したが、政府案に対して共同戦線を張って対決する姿勢はとらなかった。「勤労民衆を有権者より排除する点で与野党とも完全に歩調を一つにしていた」⁽²¹⁾のである。原は「貴族院に於いて阻害せざる限りは之も多年の問題を解決し得べしと思ふ。兎に角過半数を有せざるわが党の現況に於いて成功なりとす」⁽²²⁾と、選挙法改正法案が衆議院を通過しただけでも一応の成功と考えていたが、貴族院は「阻害」するどころか圧倒的多数で支持したのである。ちなみに、研究会は大選挙区論者できこえた有松英義を、甲寅倶楽部は柳沢保恵をそれぞれ除いた全員が政府案支持であった。また、有松、柳沢以外の反対者に、憲政会総裁・加藤高明や憲政会系の勅選議員・高田早苗（土曜会）そして後年貴族院改革に活躍することになる侯爵佐佐木行忠がいた。

さて、第41議会が終了して一月半ほど経過した大正8年5月16日、水野は甲寅倶楽部のメンバーのひとりである小笠原長幹（旧小倉藩15万石藩主家当主、元宮内省式部官）とともに原首相を訪問し、「現内閣と提携して其政策を行はしむべく決意したり」⁽²³⁾として、研究会と政友会との提携を申し入れた。そして水野はさらに続けて次のように述べ、侯爵徳川頼倫（紀州徳川家当主）をはじめとする侯爵議員団および伯爵議員団である甲寅倶楽部そして政友会系勅選議員団である交友倶楽部と研究会とが連合することによって、貴族院における研究会主導の一大勢力の確立を目指している、と原に対して明らかにしたのである。「乍去斯くして研究会自身が何か求むる所ありては不結果に陥るべきに因り色々協議の末、侯伯子の三爵を通じて一貫したる提携をなすべく、夫れが為めに伯爵中よりこの今団体の代表者として大木遠吉を入閣せしめたまき希望あり、因て過日徳川頼倫を以て申出たる次第なりとて今日までの沿革並びに今後の決心を内話し、要するに斯くして侯爵、伯爵の大部分と子爵全部（水野は子爵）之に政友系なる交友倶楽部を合すれば優に過半数を得べく、男爵並に勅選議員中に反対あるも更に憂ふる所なし」⁽²⁴⁾。

このような水野の提案に対して原は以下の如く全面的に賛意を表わし、さらにまた貴族院指導者における世代交替について、若手有爵議員の「勢力増進」はとりもなおさず官僚勅選議員の「勢力凋落」であるとして感慨深げに「日記」にみとめている。「従来貴族院の爲めに政見の実行を阻止せられたる事多きも、第41議会に於て始めて全然賛成を得たり、国家今日の事情は従来の如き歴史を繰返して国政の進路を妨ぐるが如きは全く世界の趨勢に反し国家の不利之より大なる事なければ救に提携を堅うする事は最も喜ぶべし、余の賛成躊躇せざる所なり、但之を実行するには自ら時機あり、又余が多少処分せんと欲する事項も之あるに困り其時期は余に一任せらるべく、又此事は余は何人にも洩らさざれば其積にて発現までは極秘を守らるべしと告げ彼等〔水野、小笠原-西尾註〕諒承せり。政友会衆議院に於て多数を占め貴族院に於て研究会と伯爵団及び侯爵の一部と交友倶楽部と連合せば国政の進行上如何斗り利益ならんも知るべからず。時勢の要求とも云ふべく又貴族院は近来若手の勢力増進し勅選議員の官僚等平田東助を始めとして其勢力漸く凋落したれば遂に如此変化を生じたる事と思ふ」⁽²⁵⁾。

こうして、研究会と政友会とは、それぞれが貴衆両院の最大勢力となる一方、互いに提携することによって議会の主導権を握ろうとした。第41議会はその試金石であった。続く第42議会は、朝鮮独立運動家の呂運亨に対して司法当局が取った処遇をめぐる「呂運亨問題」で原首相が貴族院本会議で陳謝したり、衆議院では普通選挙法案をめぐる議場が混乱し、衆議院が解散して騒然とした状態で閉幕した。しかし、よく知られているように、政友会はこの選挙で大勝し、衆議院の絶対過半数を獲得するに至った。ここで、前年に小笠原や水野から原に対してなされた要請一大木の入閣が実現した。大正9年5月15日、伯爵大木遠吉は司法大臣に就任したのである。しかし、下院は磐石ではあったが、上院は伯爵議員団内部の対立などまだ不安定要因を残していた。

ところで、なぜ研究会と甲寅倶楽部とが合体しようとしたのか。第41議会が終了したころより、伯爵団すなわち甲寅倶楽部ばかりでなく、幸倶楽部でも会派再編の動きが開始されていた。すなわち、幸倶楽部の茶話会に所属する男爵議員を中心とする、男爵議員独自の会派結成の動きがそれである。第41議会開会当時、会派に属さない1名と研究会所属の9名を除けば、残り63名の男爵議員は茶話会、無所属派、土曜会にそれぞれ分属し、その多くが幸倶楽部の会員でもあった。しかし、このような既成の院内会派およびクラブ組織とは別に、「党派及情実を超越し公明正大の行動をなす事」を綱領とする「五全会」と称する横断的な団体(院内会派ではない)が若手男爵議員の間に存在していた。この五全会がいつ頃成立してどの程度の規模のものかは不明であるが、この集団を中心に各会派に分属していた男爵議員の間で自己組織化の気運が急速に高まったのは、原内閣成立前後のことであった。

公正会成立過程については以前に詳しく論じたことがあるので、ここでは省略する⁽²⁶⁾、この新会派の出現により貴族院内の勢力分野に大きな変動が出ずることになった。すなわち、第41議会開会当日の 大正7年12月27日には、研究会118名、茶話会67名、無所属派60名、土曜会29名、交友倶楽部36名、・甲寅倶楽部17名、その他純無所属派57名、皇族議員14名であった。しかるに公正会成立により茶話会と無所属派とは大いにメンバーの数を減じたが、新会派たる

公正会は、数において茶話会を抜き、研究会につぐ第二の会派として、以後貴族院内の内外において政治的に重要な地位を占めるようになるのである。皇族議員を除き、公正会設立に伴う貴族院の各派所属者数を貴族院事務局が精査したところによれば、次の通りである⁽²⁷⁾。

研究会	117	甲寅倶楽部	16	交友倶楽部	37
公正会	53	茶話会	49	無所属	28
土曜会	28	純無所属	55		

三、甲寅倶楽部の解散

公正会創設の意義は、単に男爵議員独自の院内会派が結成されたということだけにとどまらない。その成立を契機として、以後、大正8年の夏から秋にかけて、研究会と甲寅倶楽部との合併さらには同成会の結成という具合に、院内勢力分野に一大変動が生じたのである。

公正会結成という新たな事態をまず深刻に受けとめたのは最大会派である研究会であった。すでにふれた如く、研究会では、第41議会終了直後から、侯伯子の三爵グループの合併を達成しさらに政友系勅選議員の集団である交友倶楽部との連合をはかることにより、貴族院の主導権を掌握するという構想が、半ば会の方針として常務委員の間で語られていたようであった。そして、時あたかも男爵議員の新会派設立が発表された直後の5月16日、甲寅倶楽部所属の伯爵議員小笠原長幹と研究会の子爵議員水野直とが原首相を訪問して、この構想を実現することによって政府を援助したい旨を申し入れたのである。これに対して原がその提携の代表として大木遠吉の入閣について内諾を与えていたことは、すでに引用した「原敬日記」の中にふれられていた如くである。研究会の領袖は、このような下工作が完了していたにもかかわらず、新男爵団＝統一男爵議員団の出現によって少なからず動揺していた。

すなわち、前田利定、青木信光、酒井忠亮、水野直の4名の研究会領袖(前田、青木、酒井は同会常務委員)は、公正会が正式に発足した直後に原を訪問して、伯爵団と公正会とが結びつくことへの懸念を表明するとともに再度有爵議員の結合の必要性を次のように強調した。「貴族院の形成に付可成互選議員(有爵者)〔括弧ママ〕の結合を固ふせば勅選議員も強て攪乱を企つる事能はざるべし。而して勅選議員は大概彩色鮮明となりて政党的関係となるべく、交友倶楽部の政友系たるが如く土曜会は憲政系たるべし。又新に結合したる公正会なる新男爵団は或は研究会に向って対抗的態度を取らんも知れず斯くなる時は却て結合は強固となるべし。但伯爵団が此男爵団に加はるに於ては形勢一変に付之を防止したし」⁽²⁸⁾。

また、すでにふれたように明治末期に同志会や談話会という伯爵および子爵議員互選有権者から成る団体が結成され、研究会所属の子爵議員の選出団体である尚友会と対峙し、研究会にとって貴族院における同会の優位性さらにはその存続を脅かされたことがあった。この時、青木信光や水野直は尚友会幹事として伯爵同志会および談話会の切崩しに奔走し、明治44年7月に実施された貴族院総選挙において尚友会の完全勝利を実現させている。特に、伯爵同志会は、大木遠吉や研究会を脱会した数名の伯爵議員を中心に組織され、研究会に対抗して結成された扶桑会という院内会派の実質的な選出母体たり得る観があった。かつて研究会を脱しそれ

と対峙しようとした、かかる伯爵議員団の帰趨について、右のような政治的経験をもつ青木や水野は懸念するところが大きかったと思われる。

こうして、公正会の創設により、研究会と甲寅倶楽部との合併が促進されたことはほぼ確実であろう。もっともこの合併がすんなり実現したわけではなく、双方ともに強硬な反対者が存在したようである。8月27日の原の日記によれば、この日水野が来訪して、研究会側では有松英義や山田春三らが、甲寅倶楽部の側では児玉秀雄（賞勲局総裁、大正8年2月15日の補欠選挙で当選）がそれぞれ大いに反対論を唱えたと、原に報告している。さて、両派の合併が正式に発表されたのは、大正8年8月15日である。この合併によって研究会は、18名の甲寅倶楽部所属の全ての伯爵議員と徳川頼倫および蜂須賀正詔の2名の侯爵議員を加えて総勢138名の一大会派となった。この時、新たに研究会に参加するようになった旧甲寅倶楽部所属の伯爵議員とは以下の人々である。

林博太郎、堀田正恒、大木遠吉、奥平昌恭、小笠原長幹、川村鉄太郎、勤修寺経雄、吉井幸蔵、副島道正、柳沢保恵、柳原義光、松木宗隆、松浦厚、松平直之、寺島誠一郎、児玉秀雄、広沢金次郎、松平頼寿

この時すでに、研究会には2名の伯爵議員が所属していた（ただし、大正7年の改選前に、正親町が辞職し、改選後の7年12月、大原重朝が死去した）ので、これで伯爵議員全員が研究会所属となった。その後、さらに新たな入会者があり、開会当日の大正8年12月26日において、研究会の総会員は140名に達した。この時、貴族院議員総数394名中、皇族や世襲の公・侯爵議員がほとんどである純無所属の67名を除けば、原内閣の下で研究会と友党である交友倶楽部を合わせると会員数179にも達した。これに対し、反研究会系である幸倶楽部所属の公正会など諸会派会員総数は148名であった。会派などの組織に加入していない、純無所属と称される人々の存在はもちろん、幸倶楽部系の会派にあっては院内における採決の際研究会ほどには強く党議に拘束されることがないという従来の傾向からすれば、研究会は事実上独自に貴族院の大勢を支配し得る地位を占めるに至ったと言ってよい。

ところで、小笠原と水野が原を訪れた大正8年5月からこの合併が成就した8月15日までの詳しい合併の経緯は定かではない。ただ、その前後におけるいくつかの新聞記事や「原敬日記」の記述を総合してみると、徳川頼倫が研究会と甲寅倶楽部との橋わたしをしたことはほぼ明かである。例えば『やまと新聞』は、8月28日付で、次のような記事を掲載している「徳川頼倫侯は或る解諒の下に研究会の勧誘に応じて同会に加入するの決意を為すと共に、従来侯と同一行動を取りて研究会に加盟しては如何との交渉を試みしを以て伯爵団の有志は倶楽部員多数の意向を確め、愈大勢の趣く処に従ひて向背を決せんとするの彩勢を馴致せし」。ここに言う「或る解諒」すなわち了解とは、おそらく、侯伯子三爵議員団の提携実現のあかつきには、徳川を研究会の総裁格として同会に迎えるということではなかったか、と思われる。それは以下の理由による。

研究会は、8月30日に臨時総会を聞き、会則を改正して常務委員を現行の9名から12名に増員し、小笠原、柳原とともに徳川を常務委員に選任している。もちろん、これは新会員増加に

ともなう措置であり、会派内における各爵議員の代表者としての意味もあったであろう。が、何よりも紀州徳川家の当主としての彼を常務委員に就けることは、研究会にとって政治的社会的な威望の向上につながるであろう。彼は研究会入会后3年ほどして宗秩寮総裁に就任して実質的に貴族院を離れるが、その前後より研究会は公爵近衛文麿に接近し、ついには彼をいわゆる筆頭常務委員として推戴するに至った⁽²⁹⁾。研究会は三島が死去した後、会派の維持および拡大を狙って〈看板〉となるべき人材を求めていたのである。かかるその後の経緯から推して、侯爵徳川頼倫の入会が要請され、さらにはその常務委員就任が約束されていた、と考えるにば間違いない。

さらにまた、吉井幸蔵らかつて研究会を脱会した人々(他に、柳原義光、柳沢保恵、広沢金次郎、松木宗隆、寺島誠一郎、川村鉄太郎の伯爵議員たち)にとって侯爵徳川頼倫の斡旋ならびに彼と同一時期の入会と彼の常務委員就任とは、彼等の研究会復帰を政治的にも心理的にも容易にしたのではないだろうか。先の8月28日付『やまと新聞』が指摘する如く、「子爵議員の節制に甘んずるを欲せざる」彼らが「徳川頼倫侯を擁立して表面の首領となし、伯爵団より、1、2名の常務委員を入れ実際に於て合議制を採らん」としたことは十分考えられるからである。

それにしても、なぜ、1年生議員でしかない小笠原が伯爵議員団の指導者の一人たりえたのであろうか。言い換えれば、水野は、どうして小笠原を伯爵議員団の代表として遇したのであろうか。雑誌『太陽』の記事によれば、「実行の伴はざる言論に倦怠を生じ」つつあった伯爵議員団に、大正7年の改選後「大木、小笠原伯ら躍起派が加わるに及んで」貴族院内に生じつつあった革新の機運に乗じて現状打破、局面展開の期を把握しようとして焦慮し「まづ、小笠原伯を介して伯と別懇の間柄なる徳川頼倫侯と近接し、少なくともその第一段階として侯伯の結託を実現せんとする傾向」⁽³⁰⁾があったという。そもそも、紀州徳川家当主の侯爵徳川頼倫は華族の名門と言うだけでなく、政治的にも大正前半期の貴族院において異彩を放つ存在であった。たとえば、シーメンス事件のため大正3年度海軍特別予算が大いに問題とされた第31帝国議会の貴族院本会議において、貴族院の大勢に一貴族院に反山本内閣の姿勢を期待した民衆の大勢とそれに応えようとした貴族院の一般的な動向一に抗し「陛下の海軍、国民の海軍軍人中より、心外にも斯かる忌まわしき事件生じたたと云ふことは誠に遺憾」であるが、「海軍の不正事件の廓清策と予算とをはっきり分離」すべきであり「党派の異同当局の如何を問ひませず、冷静慎重に事を議」⁽³¹⁾すべきであるとして、政府案支持の演説をしている。その徳川と「別懇の間柄」の小笠原に伯爵議員たちが期待をし、水野はその小笠原に接近したのではないだろうか。徳川はまた、和歌山県新宮出身の水野にとって旧主筋にあたる。この点でも徳川は水野にとって身近な存在であった。こうして、水野にとって小笠原に近づくことは『太陽』の記事のいわゆる「躍起派」と徳川頼倫の両方を獲得することにつながるのではなかったか。ちなみに、後年彼は「侯伯爵ガ研究会ニ入会セラレタルニ付個人的ニ之ヲ報ユルニ採タル方法」⁽³²⁾と記し、その対象者を3名挙げている。その3名とは徳川頼倫、大木遠吉、小笠原長幹で、それぞれ水野が個人的に報いるものは「十人会、大臣、結城蒔田」⁽³³⁾であった。「十人会」とは

水野自身もそのメンバーに入る、徳川を中心とした小グループであり、「大臣」とは大臣ポスト、「結城蒔田」は水野の情報係でもある元国民新聞記者・結城礼一郎と子爵蒔田広域のことである。水野はこのころ結城を小笠原邸に常駐させ、ともすると伯爵議員団の中で孤立しがちな小笠原の相談係としていた。また、蒔田は小笠原の配下となり、後年その後援のもとに子爵議員の総選挙における尚友会の候補となっている。水野はそれぞれが最も価値とするものを、その時彼がなしうる最善の方法でそれぞれに与えているようである。

このように水野にとって徳川と小笠原とは伯爵議員団と子爵議員団とを結び付けた立役者であった。先にふれた結城礼一郎によれば、このころ水野は、その彫刻が玄人はだして文展入賞の実績を持つ小笠原の「アトリエ」に毎日通って来ていたという⁽³⁴⁾。

もっとも、伯爵議員団と研究会とのパイプは小笠原—水野のそれだけではない。少なくとも、41議会開会の前後から突如甲寅倶楽部と研究会との間にそれが設定されたわけではない。大正6年、研究会は互選議員選挙を翌年に控え、自らに所属する伯爵議員を当選させるために甲寅倶楽部に接近せざるをえなかった。この時、改選をほぼ一年後に控え、伯爵団や男爵団ではそれぞれの互選議員の定数改定や選挙の動向について関心が高まりつつあった。子爵中心の研究会では、伯爵および男爵議員の選挙については自らの組織ではどうにもならず、例えば伯爵議員であれば、伯爵者の団体である大正会の協力が不可欠であった。特に伯爵議員の場合、7年前の改選とその前後の補選およびその後の会派再編において、同志会＝反研究会と非同志会系とが激しい対立を繰り返して来た事はすでに述べた。総選挙そのものは非同志会系の完全勝利だったが、結局研究会に留まったのは4名のみで、他の一部は扶桑会という会派を作り、それ以外は純無所属であった。その後、会派に属していない伯爵議員たちが扶桑会に合流し、新たに甲寅倶楽部を発足させたのである。従って伯爵議員団の組織は必ずしも安定したものと言えず、その人間関係は複雑であった。また、第31議会以来、研究会の4名の伯爵議員は、伯爵議員の院内会派である辛亥倶楽部さらには甲寅倶楽部の「客員」ではあったが、伯爵議員の一部世代交代すなわちその後の補選で林博太郎や松平頼寿という高等教育を受けた若手知識人が議員に当選して甲寅倶楽部に参加して来たこともあり、彼らが当選できる保証は何もなかった。それゆえ、この4名の創立以来の伯爵議員の再選の可否が幹部たちの関心事であった。

その4名のうちの正親町実正が、5月25日に三島を訪れ「研究会幹部トシテ伯爵団ヲ現在ノ研究会所属ノ伯爵ヲ落選セシメザル様交渉セラレタシ」⁽³⁵⁾と申し入れた。これに対し、三島の指示を受けて前田利定が伯爵林博太郎らと交渉したようであるが、それに対して林は不満であった⁽³⁶⁾。しかし、6月15日に「伯爵団より林、奥平、柳原」が研究会事務所に来会し「研究会議員の再任については十分尽力すべきに付、増員に賛成せよ」⁽³⁷⁾との申し入れがなされた。

これより前、第13回総選挙実施を受けた第39(特別)議会の開会を目前にした、5月25日、伯爵松平直之と同奥平昌恭とが、無所属派の元男爵議員有地品之丞(大正6年4月辞任)を通じて互選議員の増員について三島に打診してきた。これに対し「研究会は増員には同意するも臨時議会に提出の件は同意せず、但し政府に於いて提出するならば反対せず」⁽³⁸⁾と研究会側は回答した。この日、その直後に正親町が三島に対し再選について申し入れにやって来たというこ

とは、増員について寺内内閣に対し要求することもせず、それについて積極的でない研究会の姿勢に不満を持った甲寅倶楽部一大正会の幹部が正親町たち研究会所属の伯爵議員に圧力をかけたことによるのかもしれない。実際、甲寅倶楽部すなわち伯爵団にとってみれば、多少強引な手段によってでも伯爵議員の増員を実現したい事情があった。結局、互選議員増員のための貴族院令改正案は次の第40議会で提出され、可決成立して増員が実現された。が、そうまでもなお増員後の選挙に際して候補者選定は予想外に難航し、「児玉秀雄伯の如き、伯爵団の平和のために、止む無く立候補を断念し、漸く事なきを得て、選挙を終了」⁽³⁹⁾したのである。この時、児玉は40代半ばの現職であった。もし増員ができなかった場合「伯爵団はその選挙に当りて、如何なる混乱状態に陥ったかも」⁽⁴⁰⁾ 知れなかったのである。伯爵団の有力者がかかる増員の実現のため、第39議会さらには第40議会に向けて研究会幹部に対し、「殆んど三拝九拝せんばかりに懇請哀願」⁽⁴¹⁾ することを余儀なくした。こうして研究会は増員問題一貴族院令改正一をめぐり甲寅倶楽部とのパイプをもう一つ持つことになったのである。

ところで、研究会による甲寅倶楽部の合併吸収という事態は、吉野作造が『中央公論』誌上の時事評論「時論」において評したように、「研究会が事実上貴族院の大勢を独りで支配し得るの地位を占めた」⁽⁴²⁾ として当時のジャーナリズムにおいて大々的に採りあげられ、かつ「一時沈滞せる政界」⁽⁴³⁾ に大いに波紋を投げかけたのである。ところが新聞や雑誌のそれに関する記事の大多数は、実質的に貴族院での絶対過半数を有する会派の出現にのみ注目するものであった。例えば、合併が発表された翌日の新聞は、「上院大政団成る」(『読売新聞』)、「上院に絶対多数」(『国民新聞』)という見出しで大きく報じている。

しかしながら、数の問題はもとより重要であるが、この合併で研究会が文字通り侯伯子三爵間の横断的会派としての体裁を整えたことにも注目しなければならないであろう。もちろん、研究会には従来、多数の子爵議員と10名弱の男爵議員に少数の侯・伯爵議員が所属していた。例えば、第四一議会開会時では、黒田長成、花山院親家、広幡忠隆、中御門経恭の4名の侯爵議員と万里小路通房、清妻家教の2名の伯爵議員とが同会のメンバーであった。しかし、この合併で研究会は六名の侯爵議員と20名の伯爵議員を擁するようになり、この結果、従来の子爵中心の研究会から各爵を横断し絶対過半数を有する「大研究会」へと、研究会はそのイメージを変えるに至った、と言えるであろう。

また、この合併にともない甲寅倶楽部が解散したことにより、当時唯一の伯爵議員選挙の推薦母体であった大正会は、同年10月6日に解散した。この時、大正会員は全員尚友会に入会したので、ここに選挙母体においても伯爵団と子爵団との連合が成立した。伯爵団の入会により尚友会の役員構成が改められ、伯爵団から幹事に川村、松浦、柳沢、大木の四名が新たに就任することになった。

なお、公正会の創設は、甲寅倶楽部と研究会との合併を促したばかりではなかった。これに引続き同年11月15日には、土曜会と無所属派の勅選議員たちが一つにまとまって、同成会という独立した会派を結成した。これもいわば男爵議員による新会派設立の余波であった。すなわち、両会派の男爵議員のほとんどが公正会に参加したため、両会派はともに会員数という点で

手薄となり、小会派と化したばかりか、会員数25名を下回って院内交渉団体としての資格を喪失してしまったのである。この日、双方の会派はそれぞれ会派の解消を宣言した後、合同して新会派を組織し幸倶楽部に属することを確認した。ただし、この日の会合に参加した者のすべてが同成会に参加したのではなかった。旧土曜会所属の子爵松平乗承、男爵眞田幸世および男爵小沢武雄(ただし勅選議員)の3名は態度を保留し、12月上旬にはこの全員が研究会に入会する手続きをとった。

四、おわりに

以上みて来たように、大正デモクラシーの一つの象徴とも言うべき原内閣の成立を画期として、貴族院の動向に大きな変化が生じた。それは、明治後半期においてほぼ一貫して維持されて来た反政党的傾向からの脱却である。もちろん、それは原内閣期に始りかつ達成されたと言うわけではない。貴族院の反政党的態度にある程度の修正が加わったのは、桂新党(同志会)の成立以来のことであろう。しかしながら、原内閣期において貴族院は、政党への対応をめぐる内部の政治構造に大きな変化を生じた。すなわち、親政友会勢力として子爵中心の研究会が侯・伯・子・男の四爵横断的な「大研究会」として装も新たに出現したのに対し、幸倶楽部を中心に男爵議員を糾合して成立した公正会は反政友会勢力となりつつあった。明治期より大正初年にかけて研究会と茶話会を中心とした幸倶楽部が提携関係を維持しつつ、勅選議員による茶話会主導で貴族院の動向が決定されてきた。しかし、男爵議員が会派として纏まり、それが茶話会に代わって幸倶楽部の主導権をとることによって、原内閣への対応は研究会のそれとは異なるものとなった。こうして<研一幸>提携は破綻した。

研究会にとって、公正会や茶話会の幸倶楽部との提携ならぬ敵対は、それが貴族院の主導権をとろうとする限り、交友倶楽部と提携しつつ、より巨大な「大研究会」を指向せざるを得ない。その後、かかる研究会を軸に中間内閣か政党内閣かの政治的磁場の影響を大きく受けつつ、同成会も含めて原内閣期に再編成されたり新たに成立した諸会派は、昭和初年に多少の変更が加えられつつ、基本的にはそれ以降敗戦に至るまで存続し、院内の政治構造を規定していくことになる。

註

1. 水野勝邦・大谷博編刊『水野直追憶座談会録』(謄写版刷、1942年刊)、81～2頁。
2. 1911年7月2日付『東京日日新聞』。
3. 大正3年「懐中手帳」、大正3年4月2日の条(国立国会図書館憲政資料室所蔵「水野直関係文書」所収)。
4. 「水野直日記」大正5年8月6日の条(同)、「来社」とあるが、これは当時水野が帰依した、天然教の神殿をさす。
5. 同、8月8日の条。
6. 『原敬日記』(福村出版刊)大正8年5月16日の条。なお、本稿では、繁を避けて、本日記の巻

数および頁数の記載を省略する。

7. 大正7年「懐中手帳」8月26日と11月18日との間の記述。なお、「三島弥太郎関係文書」の中に「拝啓 前田子爵の入閣の議に関しては過日縷々申上置候へとも、右に付いては研究会並に前田子御本人に対し累を及ぼし候事に相成候ては小生等の甚だ遺憾と致す次第に付き、…」で始まる大正7年9月23日付三島弥太郎宛青木信光・水野直書簡（尚友倶楽部・季武嘉也編『三島弥太郎関係文書』<尚友叢書11>、平成13年、19ページ、所収）がある。寺内が辞表を出したのが9月21日で、組閣の大命が下った西園寺がそれを拝辞したのが同25日であった。少なくとも水野は、青木や前田と組んで以来、前田を国務大臣にすることに意を用いた。ちなみに、大正期の半ば以降彼の情報係を努めた結城礼一郎が回顧するところによれば、前田が家を新築した直後の生計があまり楽でないのを聞いた水野は「水野さんの宗家に乗り込み『いまにきっと大臣に見せます。だから其れまで毎月大臣だけの俸給を御補助下さい』と談じ込んで、漸く承諾を得」（結城礼一郎「貴族院物語」、『ダイヤモンド』第21巻14号、昭和8年5月刊、334ページ、所収）た。ここで言う水野の「宗家」とは紀州徳川家＝徳川頼倫であろう。この書簡は、寺内内閣末期もしくはその辞表提出直後に前田を入閣させたい旨を三島に水野らが話したことを受けてのもので、原内閣への入閣を目指してのものではないと思われる。
8. 遠山茂樹・安達淑子『近代日本政治史必携』（岩波書店、1961年）所収の「貴族院勅選議員一覧」を参照。
9. 前掲、水野日記、大正9月13日の条。
10. 『原敬日記』大正8年11月3日の条。
11. 『原敬日記』大正8年12月30日の条。
12. 『原敬日記』大8年3月26日の条。
13. 第41議会における各主要法案審議の概要については、工藤武重『大正憲政史・天皇親政篇』（岡野奨学会、1927年刊）の594頁～616頁および衆議院・参議院編刊『議会制度70年史・憲政史概観』（大久保利謙担当、1963年刊）のP249～256を参照。
14. 『原敬日記』大正8年3月25日の条。
- 15～17 『原敬日記』大正8年3月14日。
18. ただし、貴族院は可決に際して特に条件を付し、計画を一層綿密なものとするため、施行に当たって教育諮問機関への付議を要求した。これに対し、文部省は大正8年5月23日、勅令238号をもって臨時教育委員会を設置した。
19. 大正8年3月22日付『読売新聞』。
20. 『原敬日記』大正8年3月18日の条。
21. 松尾尊允『普通選挙制度成立史の研究』、岩波書店、1989年刊、136ページ。
22. 『原敬日記』大正8年3月8日。
- 23～25 6と同じ。
26. 拙稿「原内閣における貴族院」（『政治経済史学』205号所収）。

27. 大正8年6月12日付『読売新聞』。但し伯、子、多額の各議員に各1名の欠員があった。
28. 『原敬日記』1919年6月13日の条。
29. このような水野の近衛への接近については、伊藤隆・西尾林太郎「水野直日記」大正11・12年」(東京大学社会科学研究所編刊『社会科学研究』第34巻第6号、1983年3月刊、所収)の解説論文の特に173ページを参照されたい。
30. 西湖漁郎「貴族の新運動一研甲両派合同の裏面観一」、『太陽』第25号12号、大8年10月91ページ。
31. 『大日本帝国議会誌』9、117ページ。
- 32, 33 前掲、水野日記、大正10年1月4日の条。
34. 結城温故会編刊『水野直子を語る』、1930年、117ページ。
35. 前掲、水野日記、大正6年5月25日の条。
36. 同、大正6年6月7日の条。
37. 同、大正6年6月15日の条。
38. 同、大正6年5月25日の条。
- 39～41 西湖漁郎「貴族の新運動」(『太陽』第25巻12号、大正8年10月刊)87ページ。
- 42, 43 吉野作造「拡大せられたる研究会に望む」(『中央公論』大正9年9月号)25～27ページ。
44. 『原敬日記』1919年10月4日の条。

※本稿は、平成12年度愛知淑徳大学研究助成による成果の一部である。